

2025年9月9日

お客様各位

株式会社アルバイトタイムス

## 令和7年度 最低賃金改定のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素はひとかたならぬご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も最低賃金が改定されますので、ご案内申し上げます。

都道府県ごとに発効日が異なりますので、ご注意くださいませ。 ※付表参照

なお、弊社求人媒体にご掲載いただきます際には、下記の号より改定後の最低賃金にての表記をお願いいたします。

敬具

記

<紙媒体>

●DOMO静岡3版 … 10月30日（木）号

<ネット媒体>

●DOMO NET、JOB静岡版 … 10月30日（木）号

●DOMO NET愛知・岐阜版、JOB愛知・岐阜版 … 10月13日（月）号

●ワガシャ de DOMO、DOMO NET東日本・西日本、JOB東日本版・西日本版

…募集する事業所（勤務地）の所在地（県）の発効日により適用のタイミングが異なります。

静岡／11月1日（土）公開分より 愛知・岐阜／10月18日（土）公開分より ※他、付表参照

※なお、ネット媒体や連載原稿につきましては、掲載期間が発効日をまたぐ場合は下記表記例のように新旧の時給を併記いただきますようお願いいたします。（例）時給1,097円（10/31までは、時給1,034円）

※ワガシャ de DOMOにつきましては、最低賃金を下回る記事は公開ができないようシステム制御がされております（公開中の記事も、発効日以降に最低賃金を下回る場合は自動的に非公開となります。発効日をまたぐ場合は、給与欄に新時給を、給与詳細欄に新旧時給を併記ください）

※Indeedにつきましても、発効日以降に最低賃金を下回る記事は自動的に非公開となります。

※最低賃金の適用は、掲載される版・エリアではなく募集する事業所（勤務地）の所在地となります。

（派遣業の募集の場合は派遣先の事業所の所在地です）

※最低賃金は試用期間中の給与についても適用されます。試用期間中の時給を、-（マイナス）表記されているお客様は、差し引き後の金額にもご留意下さい。

※深夜勤務の時給（25%増し）も、改訂後の最低賃金を下回らないよう、ご留意下さい。

※月給表記の場合は月給÷1ヶ月平均所定労働時間が最低賃金を下回らないようにお願いいたします。

＜付表：地域別最低賃金＞

地域	令和7年度 最低賃金 時間額		発効日	(参考) 令和6年度	お問合せ先
	日中	深夜（25%増）			
東京都	1,226円	1,533円	10月3日	1,163円	東京労働局賃金課 03-3512-1614
神奈川県	1,225円	1,531円	10月4日	1,162円	神奈川労働局賃金課 045-211-7354
埼玉県	1,141円	1,426円	11月1日	1,078円	埼玉労働局賃金室 048-600-6205
千葉県	1,140円	1,425円	10月3日	1,076円	千葉労働局賃金室 043-221-2328
山梨県	1,052円	1,315円	12月1日	988円	山梨労働局賃金室 055-225-2854
静岡県	1,097円	1,371円	11月1日	1,034円	静岡労働局賃金室 054-254-6315
愛知県	1,140円	1,425円	10月18日	1,077円	愛知労働局賃金課 052-972-0257
三重県	1,087円	1,359円	11月21日	1,023円	三重労働局賃金室 059-226-2108
岐阜県	1,065円	1,331円	10月18日	1,001円	岐阜労働局賃金室 058-245-8104
大阪府	1,177円	1,471円	10月16日	1,114円	大阪労働局賃金課 06-6949-6502
兵庫県	1,116円	1,395円	10月4日	1,052円	兵庫労働局賃金課 078-367-9154
京都府	1,112円	1,403円	11月21日	1,058円	京都労働局賃金室 075-241-3215

以上、よろしくお願ひいたします。